

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第9節 経済連携協定に基づくセーフガード</p> <p>(CPTPPにおける農産品又は林産品セーフガード措置の適用)</p> <p>7の8－1 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下この項において「CPTPP」という。）に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正（以下「CPTPPセーフガード措置」という。）の適用を受ける物品のうち、豚肉（令別表第1の4の項から<u>14</u>の項までに掲げる物品をいう。）、豚肉調製品（同表の<u>15</u>の項から<u>25</u>の項までに掲げる物品をいう。）及び林産品（同表の<u>29</u>の項から<u>37</u>の項までに掲げる物品をいう。この項において単に「林産品」という。）については、同表の各項に規定するCPTPPの締約国（以下「締約国」という。）のうち、一の締約国からのCPTPPに基づく原産品に対し、締約国別に発動することができるとされているので留意する。</p> <p>なお、締約国別にCPTPPセーフガード措置が発動された場合におけるこの措置の対象となる物品は、CPTPPに基づく原産品であって、CPTPPの一の締約国において完全に得られ、又は項の最後の変更が一の締約国において行われたもののうち、その締約国から本邦に輸入される物品（その締約国以外の国を経由して輸入されるものを含む。）とされている。</p> <p>また、CPTPPセーフガード措置の適用対象となる物品を輸入する場合における輸入（納税）申告書の「原産地」欄には、関税法施行令第4条の2第4項の規定に基づき、CPTPPセーフガード措置の適用対象国を記載することとなるので留意する。</p> <p>CPTPPセーフガード措置の適用を受ける林産品については、CPTPP第2章第B節及び付録Cに規定する「関税率の差異」のある產品に該当するが、CPTPPセーフガード措置は、この措置が発動された締約国の原産品に対してのみ適用され、その他の締約国の原産品については、上記「関税率の差異」がある場合における税率決定にかかる規定（条約等基本通達3－16(2)）に基づき税率が決定される。</p>	<p>第9節 経済連携協定に基づくセーフガード</p> <p>(CPTPPにおける農産品又は林産品セーフガード措置の適用)</p> <p>7の8－1 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下この項において「CPTPP」という。）に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正（以下「CPTPPセーフガード措置」という。）の適用を受ける物品のうち、豚肉（令別表第1の4の項から<u>13</u>の項までに掲げる物品をいう。）、豚肉調製品（同表の<u>14</u>の項から<u>23</u>の項までに掲げる物品をいう。）及び林産品（同表の<u>27</u>の項から<u>35</u>の項までに掲げる物品をいう。この項において単に「林産品」という。）については、同表の各項に規定するCPTPPの締約国（以下「締約国」という。）のうち、一の締約国からのCPTPPに基づく原産品に対し、締約国別に発動することができるとされているので留意する。</p> <p>なお、締約国別にCPTPPセーフガード措置が発動された場合におけるこの措置の対象となる物品は、CPTPPに基づく原産品であって、CPTPPの一の締約国において完全に得られ、又は項の最後の変更が一の締約国において行われたもののうち、その締約国から本邦に輸入される物品（その締約国以外の国を経由して輸入されるものを含む。）とされている。</p> <p>また、CPTPPセーフガード措置の適用対象となる物品を輸入する場合における輸入（納税）申告書の「原産地」欄には、関税法施行令第4条の2第4項の規定に基づき、CPTPPセーフガード措置の適用対象国を記載することとなるので留意する。</p> <p>CPTPPセーフガード措置の適用を受ける林産品については、CPTPP第2章第B節及び付録Cに規定する「関税率の差異」のある產品に該当するが、CPTPPセーフガード措置は、この措置が発動された締約国の原産品に対してのみ適用され、その他の締約国の原産品については、上記「関税率の差異」がある場合における税率決定にかかる規定（条約等基本通達3－16(2)）に基づき税率が決定される。</p>